平成２７年（フ）第１２５号
盛岡市玉山区渋民字小前田193番地
債務者　村山　小枝
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小平　竜太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５５号
埼玉県新座市石神１丁目９番34号、旧住所埼玉県新座市西堀１丁目７番21号　コーポ・セジュール101号室
債務者　石原　一実
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1260番地の１
債務者　青木　美将
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
宮崎市大島町平原977番地１　サンコート大島Ａ棟203号、前住所宮崎市大瀬町274番地７
債務者　押川　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６１１号
北九州市八幡西区竹末１丁目５番22号　201号
債務者　ＭＴＳ急便こと　権田　丈也
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０９６号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘19棟105号、従前の住所名古屋市天白区八事山403番地　中島マンション302号
債務者　森本　光輝
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
長野県塩尻市大字広丘吉田字道東312―１ヴィラコンフォート12―２階２Ｂ号室、住民票上の住所長野県松本市石芝３丁目９番10―８号
債務者　塩入　功一
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６号
岐阜県揖斐郡池田町八幡941番地の６
債務者　大塚　　謙
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
埼玉県川口市西川口２丁目７番23号　照光荘205号
債務者　大山　成己
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
横浜市青葉区市ケ尾町496番地10　グリーンハーモニー２号
債務者　鮫島　紀和
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１９号
横浜市青葉区市ケ尾町496番地10　グリーンハーモニー２号
債務者　鮫島トシヱ
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４０号
山形市中桜田１丁目14番32号
債務者　葦原　由美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
山形市大字漆山180番地11
債務者　須佐　由美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
山形県西村山郡西川町大字睦合乙463番地２コーポ睦合101号
債務者　齋藤　　慎
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
函館市中道１丁目22番14号
債務者　遠藤　雅敏
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
函館市臼尻町397―２、住民票上の住所札幌市豊平区美園９条８丁目３番１―502号
債務者　味村　　勉
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
函館地方裁判所